

平成31年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(福祉関連)

平成30年7月

大 阪 府

平成31年度 国の施策並びに予算に関する 提案・要望（福祉関連）

日頃から、大阪府福祉行政の推進に対しまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、福祉分野をとりまく環境は大きく変化しており、福祉施策は多様化・高度化するニーズに応じていくことが求められています。

こうした環境の変化に伴い、本府はこれまでも福祉施策の見直しや再構築に取り組んできましたが、依然として厳しい制度運営を強いられることが見込まれます。

福祉施策は、国民の安全・安心な暮らしを支える「セーフティネット」であるとともに、社会経済を支える基盤であることから、国がやるべきことは国が責任を持って行うべきであり、その財源を地方の負担とすることは許されるものではありません。

引き続き、社会保障の機能の充実や給付の重点化、効率化を図るための見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映していただき、必要な財源を措置していただくことをお願いいたします。

平成31年度の国家予算編成に当たりましては、本府の財政状況や課題解決に向けた取組について十分ご理解いただき、要望事項の実現のため、格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

大阪府知事

松井 一郎

目次

大阪府北部を震源とする地震に関する緊急要望	・・・	P1
I 次世代育成に関する要望	・・・	P2
1. 子育て支援施策の充実		
2. 児童家庭福祉施策の充実		
II 障がい者福祉に関する要望	・・・	P5
1. 障がい者施策の円滑な推進		
2. 障がい者の就労支援の強化		
III 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望	・・・	P10
1. 介護保険制度の見直し		
2. 高齢者保健福祉施策の充実		
3. 介護・福祉施設等の整備推進		
IV セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望	・・・	P13
1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援		
2. 判断能力が十分でない要介護者を支える体制の更なる強化		
3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化		
4. ホームレスの自立支援		
5. 在日外国人無年金者の救済		
6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進		
7. 地域医療介護総合確保基金		
8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止		

大阪府北部を震源とする地震に関する緊急要望

1. 被災した社会福祉施設の復旧及びブロック塀等の対策について

被災した社会福祉施設が早期に事業活動を正常化できるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議期間の延長や国庫補助率の拡大、事務手続の簡素化などの措置を講じること。

あわせて、住民の安全確保のための社会福祉施設等のブロック塀等の撤去・改修のための技術的支援並びに国庫補助制度の創設などの財政措置を講じること。

2. 被災者の介護保険に係る一部負担金等について

被災者の介護保険・障がい者自立支援給付費等に係る一部負担金・保険料減免、子育て世帯の保育料等の減免に対する財政措置を講じること。

3. 社会福祉施設等の被災状況報告について

平成 29 年 2 月 20 日付通知による社会福祉施設等の被災状況報告について、被災自治体に過度な負担のかかることがないよう、また迅速かつ正確な情報収集が可能となるよう運用すること。

1 次世代育成に関する要望

1. 子育て支援施策の充実

(1) 「子ども・子育て支援新制度」について

子ども・子育て支援新制度における保育サービス及び放課後児童クラブ等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置すること。

また、子ども・子育て支援新制度施行後 5 年を目途として行う検討に際しては、適時適切な情報提供を行うとともに、次のとおり、実務を担う地方の意見を十分に取り入れ、地域の実情が反映できるよう制度全体を見直すこと。

公定価格が実勢に見合ったものとなるようさらなる見直しを行うこと。また、保育教諭の特例措置期間延長の必要性を検討すること。加えて、「通園送迎加算」を 2、3 号にも拡大するとともに、通園バスの利用に係る安全基準を示すこと。さらに、申請書類の簡素化や統一を図ること。

(2) 幼児教育の無償化について

幼児教育の無償化については、国と地方との間で十分な協議を行った上で制度設計を行うとともに、必要な財源については万全の措置を講じること。

(3) 待機児童の解消について

① 保育所等整備補助の充実と制度改善

保育所等整備の財源である「安心こども基金」と「保育所等整備交付金」については、事業内容や補助要件に異なる部分があるため、同一事業内容及び同一要件とすること。

また、待機児童解消のための緊急整備とともに、耐震化など防火・防災対策にも十分取り組めるよう、引き続き十分な財源を確保すること。

加えて、地域の社会福祉施設である保育所のバリアフリー化を促進する観点から、エレベーターの整備に要する経費を「特殊附帯工事費加算」の対象とすること。さらに、エレベーター設置後の維持管理に係る負担軽減を図る観点から、子ども・子育て支援新制度における給付の公定価格に当該経費を反映するなど財政的措置を講じること。

② 賃貸物件を活用した受け皿拡大への支援

地価が高い都市部においては、保育所等整備が困難なことから、賃貸物件を活用した小規模保育事業等の受け皿づくりの拡大の方策が重要である。そのため、公定価格の賃借料加算について、実勢にあった単価改正を行うこと。

また、保育所等整備交付金における防音壁整備事業や防犯対策強化整備事業は、補助対象が自己所有物件に限られているため、賃貸物件も対象とすること。

(4) 保育士等の確保・定着について

① 保育士修学資金貸付等事業の要件の緩和

保育士確保を図る保育士就職準備金貸付の貸付対象者要件について、介護福祉士の再就職準備金貸付同様、離職後 1 年未満等の潜在保育士へも貸付ができるよう、期間要件の廃止または期間の大幅な短縮を行うこと。

② 保育士修学資金貸付等事業の事務費の緩和等

都道府県と指定都市が同一の団体を適当と認めて実施させる場合の事務費の上限額を緩和するとともに、貸付件数が多くなり貸付事務量も増大することから、事業継続に必要な財源措置を講じること。

③ 保育士等キャリアアップ研修の要件緩和

平成29年度からの処遇改善加算について、2022年度以降はキャリアアップ研修の受講状況等を踏まえ決定することとされている。しかしながら、2022年度時点で研修対象者全員が研修を修了していることは現実的に困難であることから、通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認めると共に、受講要件必須化の時期を延ばすなど緩和策を講じること。

キャリアアップ研修の実施に必要な財源を恒久的・安定的に措置すること。継続的な実施のため、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の交付税措置を行うこと。また、実現するまでは、補助率の拡大を行うこと。

研修内容のガイドライン記載の概要をより具体的にした標準的な指導要領や教材を提供すること。また、研修修了情報は、全国団体等での一括管理する体制を構築し管理運用すること。

(5) 多様な保育の充実について

保護者ニーズが高い病児保育の整備に向けては、不採算性の問題や看護師、保育士といった人材の不足に対応する必要があるため、事業者が安定的に事業運営できるよう十分な補助を講じるとともに、地域の実情が反映できるよう多様な人材の活用や柔軟な勤務形態を可能とする制度を検討されたい。

また、障がい児等の処遇については、一般財源化等により対応しているところであるが、保育所等に入所する障がいのある児童の数が年々増加するとともに、配慮の内容も多様化していることから、これらに対応できるよう、市町村に対して十分な財源措置を講じられたい。

さらに、医療的ケアの必要な子どもを保育所等で預かることができるよう、平成29年度から開始された厚生労働省「医療的ケア児保育支援モデル事業」において看護師を配置する場合の補助が行われているが、市町村単位ではなく保育所単位で看護師を配置できるよう、制度の拡充を図るとともに、モデル事業から本制度化し安定的に制度運用を図ること。

(6) 放課後児童健全育成事業の充実について

放課後児童クラブについては、質・量の更なる充実を図るため、放課後児童支援員等の人材確保のための処遇改善や、登録児童数の増加に伴う放課後児童クラブの整備に係る補助についての財源負担等、地方の実情を踏まえた取組みが推進できるよう引き続き配慮すること。

2. 児童家庭福祉施策の充実

(1) 児童虐待対策の充実について

① 情報共有のためのシステムの構築

(※平成30年6月 最重点提案・要望において要望済み。)

経済的に不安定であること等を理由に転居を繰り返す家庭に対する支援を継続するため、全国の児童相談所の相談歴が把握できるシステムを導入すること。

また、児童相談所、市町村及び要保護児童対策地域協議会における過去の対応経過を共有できるシステムの導入並びに児童相談所と警察との情報共有を一層進めるためのシステムの導入を図ること。

さらに、児童虐待防止に係る情報共有の適正運用のための法整備や、システムへのアクセス権限、セキュリティレベル、データの保存期限などの基準を設定すること。

② 市町村における相談体制等の充実

昨年度に施行された改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、市町村の規模及び対応件数に応じた人員配置基準が示されたが、当該配置基準を充足するまでの経過措置を設けるとともに支援策を講じること。

また、児童虐待通告窓口及び要保護児童対策地域協議会の調整機関としての機能が保持できるよう、財政的・人的支援等の措置を講じること。

③ 全国共通ダイヤルの無料化

平成 27 年度より 3 ケタの番号となった児童相談所全国共通ダイヤルについては、その内容の深刻さ、重要性に鑑み、一層の通告促進に資するよう通話料の無料化を図ること。

④ 警察から市町村への通告

都道府県と市町村との役割分担について定められた改正児童福祉法に鑑み、警察からの通告先として児童相談所だけではなく市町村も加えること。

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進について

① 里親委託の推進

里親制度に対する社会的認知度を高め、家庭養護の推進に寄与するため、里親月間である 10 月だけに関わらず、年間を通じ、機運醸成に向けた取組みを行うこと。

また、里親委託を推進していくためには、里親の確保・育成をはじめ、フォスタリング機関を担える民間団体（児童福祉施設）の開拓等様々な支援が必要であり、これらの取組の充実に向けて必要な財源を確保すること。

② 特別養子縁組にかかる育児休業法の適用

2 歳以上の子どもについて、特別養子を前提として児童の委託を受けたときは委託時を「出生」時とみなすなど、家族としての絆を築いていける期間としての育児休暇が取得できるよう法改正すること。

③ 児童養護施設等の小規模化・家庭的養護の推進

里親委託優先の原則が叶わない場合であっても、できる限り良好かつ家庭的な環境で養育されることが求められることから、児童養護施設や乳児院における生活単位の小規模化を進めるため、必要な財源措置を講ずること。

また、安定的な運営のため、国として、労働及び建築・消防関係法規との調整を図るなど、必要な措置を講ずること。

(3) 社会的養護から自立する子どもへの支援について

施設入所中からの自立支援と個別のアフターケアが必要であることから、児童の退所後、施設がワンストップの相談窓口として、退所者の生活状況の確認や日常生活支援を行い、かつネットワークによる個別支援体制を構築するため、自立支援担当職員等の配置を制度化すること。

(4) ひとり親家庭等自立支援対策の推進について

① 母子家庭の母への経済的支援

母子家庭の母が就労収入の増加に伴い可処分所得を着実に伸ばすため、児童扶養手当の所得制限限度額を見直すとともに、税制上の寡婦控除を定額控除から定率控除に転換することで、収入が増えると控除額も増加するなど、自助努力が報われる仕組みを検討すること。

② ひとり親家庭等就業支援施策の更なる推進

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の施行趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等就業支援施策のより一層の強化を図るため、国において十分な財源措置を講ずること。

また、母子家庭の母や父子家庭の父を正規雇用した企業に対する特定求職者雇用開発助成金をはじめとするインセンティブの充実など、ひとり親家庭等の正規雇用を促進するための仕組みを検討すること。

③ 寡婦（夫）控除の適用拡大

現行の所得税法における寡婦（夫）控除は、配偶者と死別又は離別の後、子どもを養育しているひとり親家庭が一定の所得控除が受けられる制度であるが、婚姻歴がない場合は適用されない。公平性の観点からも、婚姻歴の有無にかかわらず、子どもを養育するひとり親家庭に等しく同控除が適用されるよう税務当局に働きかけること。

(5) 子どもの貧困対策の推進について

(※平成 30 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

子どもの貧困対策の推進にあたっては、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等の総合的な取組みが重要であることから、その実効性を高めるための財源である「地域子供の未来応援交付金」の予算の増額と恒久化、交付対象の拡大など、施策の充実のために必要な財源措置を講ずること。

II 障がい者福祉に関する要望

1. 障がい者施策の円滑な推進

(1) 障がい者福祉制度の充実について

① 新たな障がい者福祉制度の創設

改正障害者総合支援法等が、平成 30 年 4 月 1 日に施行されたが、施行状況を踏まえた運用の見直しや必要な財政支援等を講じるとともに、今回見直しがなされなかったサービス等についても引き続き課題を検証し、継続して議論が行われるよう、以下のとおり必要な措置を講ずること。

新たな障がい者福祉制度が、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現に資するため、障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるようにすること。

制度の施行や今後の見直しに向けた検討に当たっては、これまでの法律の施行状況や事業の実施状況等を十分に踏まえ、障がい当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した制度の運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。

また、引き続き検討するものとされた制度の設計に当たっては、サービスの利用者はもとより、支援者や市町村、事業者にとっても分かりやすいものとする。

② 難病対策に合わせた障がい福祉サービスの対象者の拡大

障害者総合支援法の施行により、障がい者の範囲に難病等が追加された。その後、順次拡大が図られ、平成 30 年 4 月から対象疾病が 359 疾病とされたところであるが、引き続き実態を踏まえた検証を行い、真にサービスを必要とする難病患者等が適切にサービスを利用できる仕組みとすること。

(2) 支給決定手続き等の透明化、明確化及び国庫負担基準について

① 支給決定に係る明確な判断基準の確立

障がい福祉サービス等給付のための判断基準の見直しに当たっては、明確な判断基準の確立に向け、その検討状況を明らかにするとともに、地方公共団体等関係団体の意見を十分に聴取すること。

また、障がい支援区分認定の 1 次判定・2 次判定における課題を把握し、必要に応じて判定基準の見直しを行うなど、社会保障審議会（障害者部会）報告書に即した対応を行うこと。

② 国庫負担基準等の見直し

国庫負担基準については、平成 30 年度においても見直しがなされたところであるが、自治体の超過負担を解消し、市町村の支給決定を尊重した国庫負担とすべく、市町村が支弁した訪問系サービスに係る費用の全額を障害者総合支援法第 95 条に基づく義務的負担とすること。

また、利用基準についても、難病患者等への対象拡大や重度訪問介護における重度の知的障がい者・精神障がい者への対象拡大に加え、平成 30 年度より新たなサービス等が開始されたことを踏まえ、サービス利用状況や障がい者のニーズを十分に把握した上で、対象者など必要な見直しを行うこと。

(3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業については、都道府県及び市町村において地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、50/100の国庫補助率を確保すること。また、地方負担分についても、十分な交付税措置を行うこと。

特に、移動支援や日常生活用具の給付のほか、盲ろう者通訳・介助員の派遣等については、日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、必要な財源確保（個別給付化の検討を含む。）を図ること。

また、平成22年4月から低所得の障がい者等の障がい福祉サービス等に係る利用者負担の軽減措置が実施されていることを踏まえ、地域生活支援事業において同様の措置を講じることができるよう必要な財源措置を講じること。

(4) 地域移行・地域生活の更なる推進について

(※平成30年6月 最重点提案・要望において要望済み)

地域における相談支援体制が強化されるよう、相談支援の中核を担う相談支援専門員の確保に向けた人材養成の仕組みを構築するとともに、主任相談支援専門員の役割を明確化すること。

サービス管理責任者・児童発達管理責任者研修について、平成31年度に予定されている抜本的な研修体系等の見直しにあたっては、基礎研修を受講した者が行える業務や実践研修受講までの取扱いなど研修実施に必要な詳細な要件がいまだ示されていない状況に鑑み、ニーズを踏まえた着実な実施のため、研修体系の新体系移行期間を設けること。

また、障がい者入所支援施設及び精神科病院等からの地域移行の促進に重要な役割を果たす地域体制整備コーディネーターの配置及び基幹相談支援センターの安定的な運営のために必要な財源を確保すること。また、地域移行支給決定前の入所者及び入院患者への働きかけに対して報酬上の評価を行うこと。

さらに、事業者がグループホーム等や短期入所などの地域生活の支援を中心とした事業に積極的に参入するよう、引き続き、運営基準や報酬体系等の見直しを検討すること。特に、平成30年4月からの障がい福祉サービス報酬の改定の効果を検証し、引き続き重度化・高齢化に対応した支援が地域で安定的に行えるよう財政措置を講じること。

(5) 共同生活援助の夜間支援従事者等に係る休憩時間の自由利用の適用除外について

共同生活援助事業等の夜間支援については、労働基準法との整合性に課題があることから、以下のとおり取扱うこと。

共同生活援助の夜間支援従事者の業務内容は、障害児入所施設に勤務する職員で、児童と起居をともにする者（労働基準法施行規則第33条第1項第2号）や、児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者として保育を行う者（同項第3号）と同様であるため、これらと同じように、休憩時間の自由利用の適用を除外すること。

また、単身で暮らしている障がい者への支援を行う重度訪問介護事業や短期入所事業等の夜間の従事者も同様の取扱いとすること。

(6) 障がい者支援施設の運営体制・機能の強化等について

① 福祉サービス提供体制の基盤強化

(※平成 30 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた障がい児者の住まいの場の確保、就労支援及び生活介護等の日中活動の場の確保等に関するニーズが年々高まっており、地域のニーズに即した施設整備計画を着実に推進することは、障がい福祉計画に掲げた地域移行や就労支援の目標達成を図る上でも不可欠であることから、社会福祉施設等施設整備費など必要な財源措置を講じること。

また、消防法令改正により義務化されたグループホーム等におけるスプリンクラー設置等整備を推進するため、新たな交付金による特別対策事業の創設など、必要な財源を確保すること。

さらに、地域生活支援拠点等の整備について、2020 年度末までに各市町村又は圏域に 1 つ整備することとなったが、予定どおり整備が進むよう、地域生活支援拠点等の整備及び運営に必要な財源措置を講じること。

② 障がい者支援施設における支援の質的向上

入所者への支援の質の向上を目的として、ケアの質の確保を図る基幹的職員や夜間の支援の充実等に資するよう、職員配置基準の更なる改善を行うとともに、必要な財源措置を講じること。

あわせて、施設入所サービス費の重度障がい者支援加算の要件を緩和するなど、高齢化による障がいの重度化や重度の重複障がいのある利用者への支援を評価する加算措置を講ずること。

さらに、障害者総合支援法第 7 条に基づく介護保険制度優先原則について、老化の進行が速いとされる知的障がい者の特性に鑑み、適切な支援が継続して提供されるよう、援護の実施者を一元化するなど、必要な法整備を検討すること。

(7) 障がい児支援施策について

(※平成 30 年 6 月 最重点提案・要望において要望済み。)

平成 30 年 4 月に障がい福祉サービス等の報酬改定が行われたが、障がい児入所施設の職員配置基準等の見直しは十分ではなく、障がい特性に応じたきめ細かなサービス提供が行われるよう、基準等のあり方について適切な見直しを行うこと。

(8) 発達障がい児者支援策の充実について

発達障がい児者支援について、早期の発見や発達支援、相談、就労支援等ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な施策の充実を図ること。

発達障がいの診断等に携わる医師の養成研修については、国において都道府県等への支援が行われてきたところであるが、今後は各医療機関が自立して運営できるよう発達障がいの確定診断に至るまでの問診や心理検査及び診療所と病院との連携が可能となるよう診療報酬制度を検討すること。

次に、広汎性発達障がい等においては、一人ひとりの特性に応じた個別療育が効果的であり、それを実施するためには支援する側にも高度な支援スキルが求められる。しかし、平成 30 年度報酬改定においても、児童発達支援や放課後等デイサービスの報酬体系では、個別プログラムによる療育などに必要な費用が算定されていない。主に広汎性発達障がい児を受け入れ、個別プログラムによる療育を行う場合は、重症心身障がい児に対する基本報酬のような報酬体系等について検討すること。

(9) 重症心身障がい児者を含む医療的ケア児（者）の支援について

重症心身障がい児者を含む医療的ケア児（者）とその介護者が安心して地域で暮らすためには、介護と医療との連携強化、当事者のライフステージに応じて関わる相談機関間の連携体制の構築に喫緊に取り組む必要がある。

特に、超重症児・者に対する短期入所サービスについては、平成24年4月から特別重度支援加算等が導入され、また、本年4月からは、医療型短期入所サービス中の処置等の評価が、診療報酬上明確化されたところではあるが、さらに手厚い医療・看護の体制が必要であり、医療機関における短期入所の受け入れが促進できるような報酬評価等体制の拡充を図ること。

さらに、呼吸器管理の詳細等、日常の医療的ケアの状況など重症心身障がい児者を含む医療的ケア児（者）の個々の状態像を、緊急時、24時間体制で、受け入れる医療機関に的確につなぐ機能を地域の拠点となる病院等に持たせるなど、急性増悪時等のかかりつけ医の後方支援医療機関に普段かかっている患者でも円滑に受け入れられる体制整備を図られたい。

また、在宅で家族のみが介護を担っている場合には、必要な福祉サービスに繋がっていない例も散見され、医療知識にも精通した相談支援専門員の養成とともに、援護の実施者である市町村が訪問によって、必要な見守り・助言ができるよう、医療知識にも精通したケースワーカー等専門職の配置が可能となる体制整備と財源措置を講じられたい。

(10) 高次脳機能障がい者の支援について

第7次医療計画に「多様な精神疾患に対応する医療連携体制」のうちの1つの機能として「高次脳機能障がいに対応する医療連携体制」の構築が掲げられているが、高次脳機能障がい者支援においては、主たる原因である「脳血管疾患」の医療連携体制において、身体的リハビリテーションのみならず、高次脳機能障がいの早期発見による適切な各種リハビリテーション（認知リハビリテーション等）の実施や長期的視点に立った医療連携が必要不可欠である。ついては、医療計画における「高次脳機能障がいに対応する医療連携体制」に関する位置づけを「脳血管疾患」においても追加すること。

あわせて、高次脳機能障がいの診断・治療等ができる専門医の養成及び確保のための施策を国において推進すること。

さらに、不慮の事故等による中途障がいとして記憶障がい等の様々な症状を呈する高次脳機能障がい者が、地域での生活に速やかに戻れるよう、回復期リハを終えた方々を受入れ機能訓練や生活訓練を行う入所型自立訓練施設について、看護師、作業療法士及び理学療法士等の手厚い配置を可能とするような報酬体系とすること。

また、高次脳機能障がいの個々の特性に応じた適切な支援を行えるよう、相談支援・就労支援等で個別的な支援を行った場合に報酬上の評価を行うこと。

(11) 障害者差別解消法の円滑な施行並びに障がい者虐待防止対策への支援について

① 障害者差別解消法の円滑な施行

平成28年4月から施行された障害者差別解消法については、相談及び紛争の防止等のための体制整備等に関する具体的な規定がなく、各地方公共団体が実情に応じ、取り組んでいる現状にある。

ついては、法制度運用の充実を図るべく、国、都道府県、市町村の役割分担を明確にしつつ、相談及び紛争の防止等のための体制整備や実効性確保に資する仕組みに関し、具体的なあり方を示されたい。

また、事業者における合理的配慮の提供等に係る事例のとりまとめと分析を行うとともに、法附則第7条に規定する検討にあたっては、法施行状況について全般的に把握・分析し、現行法の仕組みに関する課題等を抽出するなど、法運用に関する論点整理について、適宜、地方公共団体に情報提供をされたい。

あわせて、地方公共団体の障がい者を理由とする差別解消の取組みに対し、補助事業の創設など、国において必要かつ適切な財源措置を講じること。

さらに、障がい及び障がい者に対する理解を深めることが障がい者を理由とする差別を解消し、共生社会を実現するための基礎的な取組であると考えられることから、法の趣旨や理念のより一層の周知を図りたい。

② 障がい者虐待防止対策への支援

「障害者虐待防止法」の施行については、専門的知識を有した人材の確保・養成や啓発など、市町村が障がい者虐待防止を円滑に進めるための財源確保も含めた必要な措置を講じること。

あわせて、障害者虐待防止対策支援事業について、平成 29 年度からは、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置づけられ、補助率 1/2 とされたところであるが、法の趣旨の周知徹底や地方公共団体における円滑な事業執行の観点等から、定額補助に戻して実施されたい。

(12) 言語としての手話の習得の機会の確保等について

障害者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが十分に認識されておらず、かつ、そのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていない。

とりわけ、聴覚に障がいのある子どもが手話を習得することのできる機会の確保について、児童福祉法や学習指導要領には特段の規定がない。

以上を踏まえて、大阪府では、言語としての手話の認識及び習得の機会の確保を図るための条例を施行したところであり、国においても、手話を習得することのできる機会の確保を図るため児童福祉法や学習指導要領の改正など所要の法の整備等を図りたい。

2. 障がい者の就労支援の強化

(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の抜本的強化について

① 就労移行支援事業所の支援力強化

就職者数の実績の 2 極化を解消するため、事業所の支援力を向上させるための研修や専門的な助言を行えるような仕組みづくりを検討すること。

また、身体・知的障がい者に比べ、職場定着率が低い精神障がいや発達障がいのある利用者が増加傾向にあることに鑑み、一般就労後の職場定着率に応じた報酬設定に加え、障がい種別に応じた報酬設定についても検討すること。

② 障害者就業・生活支援センターの体制の充実等

就職、職場定着にかかる支援件数の増加や障がい種別（特性）の多様化、困難性の高い支援ケースなどに対応し、センターがその機能を十分に果たせるよう、個々の登録者や就職、定着支援の実績等に応じた就業・生活支援のための人員等体制の充実並びに必要な財源措置を講じること。とりわけ、生活支援事業については、近年増加している精神障がい者の就職希望者及び就職者が安定して働き続けるためには、精神障がいの特徴である不安定な心身状態の変化に対応した支援が必要であるため、日常生活の支援を含めた精神障がい者の職業生活全体を支援していくために、労働分野における施策のみならず、福祉分野における施策を実施できるよう、必要な財源措置を講じること。

③ 障がい者の社会的雇用の国制度化に向けたモデル事業の実施

一般就労、福祉的就労の充実はもとより、その中間に位置する社会的雇用など多様な働き方について、試行事業の早期実施を含め、検討を進めること。

(2) 福祉的就労の充実・強化について

地域において障がい者が自立した生活を営むためには、一般就労移行はもとより、福祉的就労の充実・強化を図ることが重要であることから、平成 31 年度以降も工賃向上に資する取組みの推進に十分な財政措置を講じること。

工賃向上に向けた取組みにおいては、事業所の経営意識等の向上を図り、将来的には、発注者である企業等との調整を含め、事業所自身が工賃向上にむけて自立した運営ができる仕組みづくりが不可欠であることから、「事業所主導による共同受注窓口の運営」に向けた取組みを特別事業として位置づけ、必要な財政措置を講じること。

さらには、利用者に占める重度障がい者の割合や小規模な施設が多いことなど、地域特性や工賃実績を踏まえた取組みの重点化などを図られたい。

また、施設職員の意識の向上や施設の経営基盤の強化などを進めるため、報酬加算の更なる拡充を図ること。

(3) 在宅就労に対する更なる支援について

「在宅就業障害者支援制度」が、より積極的に活用される仕組みをつくるなど、在宅就業障がい者の就労支援に資する方策を講じること。

(4) 障害者総合支援法の対象となる難病患者等への就労支援について

障害者総合支援法の施行により、難病患者等は、障がい福祉サービスの利用が可能となったが、障害者雇用促進法で定める障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金制度等については、身体障がい者手帳等を有しない難病患者等は対象になっていない。その疾病の特性により、就労に困難を抱える難病患者等についても、今後、企業が雇用をすすめることができるよう、早期に障害者雇用率制度等の対象とする措置を講じること。

III 介護保険制度、高齢者福祉に関する要望

1. 介護保険制度の見直し

(1) 持続可能な介護保険制度の確立

介護報酬の改定などの制度改正にあたっては、都道府県及び市町村（保険者）等の意向を踏まえるとともに、現場における十分な準備期間を確保すること。

高齢化の進展や独居高齢者の増加により、要介護高齢者の増加や保険料の上昇、保険者間の保険料や利用できるサービスの地域差などの課題が顕在化しつつある。このような中、国民に信頼され、介護給付の急速な伸びにも対応できる安定した保険制度を確立するため、保険運営や介護給付の適正化などの検討を進めるとともに、高齢者の負担能力に応じた適切な負担のあり方など、給付と負担のあり方について引き続き検討すること。

(2) 保険料の徴収について

保険料収納率の向上と事務の一層の効率化を図るため、65 歳到達後速やかに特別徴収が開始できるようにするなど、特別徴収を円滑に行えるよう制度の見直しを行うこと。

(3) 介護保険制度における低所得者対策の充実

① 保険料の見直し

保険料については、個人単位で賦課することを基本とし、賦課ベースを医療保険と同様に控除後の所得を基準としたものに改めるとともに、低所得者に配慮した仕組みとすること。

また、保険者間において低所得者対策に差が生じないように、保険料の軽減については国の制度として法令で明確に位置づけ、全国統一の基準を設定するとともに、低所得の年金生活者等が負担可能な額となるよう配慮すること。

併せて、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮した資産の把握方法を確立した上で、所得と活用可能な資産の双方を保険料に反映する仕組みとすること。

② 利用料の見直し

施設利用に係る補足給付については、介護保険制度の枠外で所得保障政策の一環として位置づけ、事業所の制度利用を義務付けるとともに、給付対象、給付額を拡大すること。特に認知症高齢者グループホームについては、早急に給付対象とすること。

また、負担限度額認定申請における資産要件の確認については、保険者間での取り扱いに差が生じないように、保険者の事務負担の軽減にも配慮した方法を確立すること。

併せて、利用料等の負担軽減制度についても、保険者の事務負担の軽減方策にも配慮しながら、その内容を充実させ、対象を拡大する方向で設計し、国の制度として法令で明確に定めること。特に、社会福祉法人による利用者負担軽減制度については、公平性の観点から一般的な施策として見直し、制度化を検討すること。

(4) 財政調整制度の改善

① 調整交付金制度の運用

調整交付金制度の運用にあたっては、その目的に沿った適正な調整を確保するため、3年の計画期間において正確な数値に基づき精算する仕組みとするとともに、国庫負担分25%（施設分は20%）とは別枠で措置すること。

② 保険者機能強化推進交付金について

今年度創設された保険者機能強化推進交付金の評価指標については、特定のプログラムを実施するかしないかのみで評価されるものが大半であり、次年度以降の改正が見込まれる。そこで、次年度以降の評価指標については、真に保険者機能の強化につながるような地域の実情に応じた取り組みの成果が評価される指標とすること。

また、交付金の配分にあたっては、初年度の事業実績等や、市町村分の取りまとめに係る都道府県の事務負担等も勘案し、1号被保険者数等を勘案した配分とすること。

(5) 要介護認定等の事務のあり方

要介護認定については、平成30年度から一部認定の有効期間が延長される等となったが、今後さらに介護や支援を必要とする高齢者が増加することなどから、住民にわかりやすく使いやすいものとするとともに、保険者の事務負担や経費の軽減を図るため、手続きの簡素化など、更なる見直しを行うこと。

(6) 介護サービス事業所等の努力を促す仕組みづくりについて

すべてのケアマネジャーと介護事業所が、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するケアマネジメントやサービス提供ができ、また、介護職員等が意欲を持って働くことができるよう、ケアマネジメント適正化推進事業の効果検証を踏まえ、要介護度の改善や日常生活機能の改善がみられる等、質の高いサービスが提供されたと認められる場合には介護報酬において評価する仕組み（インセンティブ制度）を検討すること。

(7) 介護保険事業費補助金（介護報酬改定等に伴うシステム改修事業） について

介護保険制度の改正等に伴いシステム改修への補助を行う「介護保険事業費補助金」については、改修内容を早期に提示するとともに、国から一方的に内示額（基準額）を提示するのではなく、市町村の所要額を把握の上、その総額について十分な財源措置を講じること。

また、システム改修経費への補助については、事務処理特例制度による権限移譲に伴う必要な経費についても対象とすること。

2. 高齢者保健福祉施策の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築について

① 医療との連携強化

医療と介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において医療と介護の連携体制の構築、強化を推進することが重要である。

在宅生活を支える医師・看護師・介護職等が増えるよう施策誘導するとともに、医療職が地域ケア会議に参加しやすい環境づくりを進めるなど医療・介護職が連携できる仕組みを検討すること。

地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業が円滑に実施できるよう自治体規模ごとの様々な事例提供や市町村や都道府県で取得困難な医療介護データを提供する等、具体的な支援を行うこと。

② 生活支援・介護予防の充実

予防給付が見直され、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な主体が地域の実情に応じて柔軟に取り組むことができる生活支援サービスに移行されたが、市町村がボランティア等、生活支援の担い手の発掘・養成等の地域資源の開発をはじめ、基盤整備を円滑に進められるよう、十分な財源措置を講じること。

また、介護予防は、壮年期からの疾病予防の延長線上にあると捉え、医療、保健事業と連携した総合的な施策の制度設計について検討すること。

③ 権利擁護の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症や高齢者虐待に関する広域的啓発や市町村に対する支援を強化するとともに、高齢者虐待の判断基準の明確化や措置後のケア体制の充実を検討すること。

④ 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるためには、高齢者のニーズに応じた保健・医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、必要なサービスを切れ目なく提供する体制が必要である。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての役割が十分果たされることが必要であることから、地域包括支援センターの現状、課題等を踏まえながら、職員の資質向上のための支援や、人員体制の充実が図られるよう必要な財源措置を講じること。

⑤ 認知症施策の推進

今後、認知症高齢者が増加するとともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加していくことから、社会全体で認知症の人を支えていく基盤づくりが重要である。認知症施策が、当事者や家族に寄り添いながら切れ目なく総合的に実施できるよう、平成30年度から市町村において必須化された認知症初期集中支援チーム設置や認知症地域支援推進員配置等の運用状況について総合的に検証を行い、必要に応じて機能の充実や交付金の対象要件の拡大等の財源措置を講じること。

(2) 在宅高齢者福祉の推進について

国、都道府県及び市町村が助成を行っている単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動は、主に自治会単位で実施される地域活動や市町村が推進する介護予防活動など、本来、市町村事業として実施されるべきものであることから、現行制度を廃止し、市町村が事業主体となることを明確化し、市町村に対して税財源の移譲を行うこと。

3. 介護・福祉施設等の整備推進

(1) 介護医療院等の整備

平成 30 年度に創設された「介護医療院」において、医療と介護の複合的なニーズに対応するため、介護療養型医療施設からの転換や新設が一層進むよう、開設準備経費支援や新設整備にかかる財政的支援をさらに充実させること。

(2) 国有地の活用

都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に適用される貸付料の減額の対象に、介護老人保健施設及び看護小規模多機能型事業所を追加すること。また、貸付希望受付時に貸付料の参考価格が示されず貸付希望者が収支を見込むことが困難なことから、適正な時価に基づく予定価格を示すこと。

(3) 利用者の安全・安心の確保

既存高齢者施設等のスプリンクラー整備事業及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等において、助成単価の引上げを含め恒久的に措置すること。また、特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等を耐震化改修補助対象に追加するとともに、認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設備整備を補助対象として復活させ助成単価も引き上げること。

IV セーフティネット、福祉基盤の整備に関する要望

1. 生活保護制度の再構築と生活困窮者の自立支援

(1) 生活保護制度の全額国庫負担

生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護にかかる経費は全額国の負担とすること。

(2) 生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度の構築

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、国民の最低限度の生活を保障し、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならぬとされていることから、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度とすること。

(3) 生活保護制度の見直しと専門職種の充実

被保護者を稼働年齢層と高齢者層とに区分し、稼働年齢層には就労による自立を主とした支援を、高齢者層には生活保障を主とした支援を行うなど、現行の一元的な仕組みから、人的資源（ケースワーカー等）を効率的に活用できるような制度に再構築し、ライフステージの課題に応じた必要な支援を可能とすること。

さらに、自立助長に向けた指導のための就労支援員、健康管理支援の強化や医療扶助の適正化を推進するための医師や保健師等の専門職種の充実を図ること。

(4) 医療扶助の見直し

被保護者の増加に伴う医療扶助費の増大について、被保護者が医療の適正な受診意識と健康管理への意欲を高められるよう、医療費通知の制度化、一部負担（償還払い）の導入、かかりつけ医の活用等について、検討を行うこと。

(5) 生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援が行われるよう、また各自治体が地域の実情にあわせて「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うとともに、生活困窮者が抱える複合的な課題に対し包括的に支援する体制が確保できるよう、従事者養成研修の定員を大幅に拡充し、さらに、開催地域を増やす（地域ブロック別等）など、相談支援員等の資質向上を図ること。

また、就労訓練事業所や一般企業における雇用の促進を図るため、企業等が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税減免など）や、支援制度（ケア要員や一定期間内の給与支援など）について必要な財政措置を図ること。

2. 判断能力が十分でない要援護者を支える体制の更なる強化

(1) 市民後見人の活動支援の強化

今後、認知症高齢者等の増加に伴い、権利擁護に係る制度ニーズがより一層高まると見込まれる中、地域医療介護総合確保基金の事業メニューである市民後見人の養成及び活動支援に係る取組みを、府内全市町村において円滑に実施できるよう、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、基金財源の恒常的かつ持続的な確保及び支援組織の体制を整備するなど、更なる支援強化を図ること。

(2) 日常生活自立支援事業の財政措置の充実等

日常生活自立支援事業における生活支援員を派遣する場合の利用料について、住民税非課税世帯等低所得世帯に対する利用料の一部免除等を実施できるよう財政措置の充実を図ること。

さらに、事業に基づくサービスが住民の地域生活に密接に関連するものであることから、各市町村の役割を明確に位置付けた制度とし、抜本的な見直しを行うこと。

また、今後、補助基準等を含めた事業のあり方を検討するにあたり、円滑かつ持続的な運営が可能な制度となるよう、都道府県の意見を求めるとともに、国の考え方を速やかに明示すること。

3. 福祉・介護人材の確保、定着方策の抜本的強化

(1) 福祉・介護職員の処遇改善等

処遇改善加算については、賃金改善や職場環境改善に積極的に取り組む事業所をより評価する一方、取得しない事業所に対しては報酬減算を含めた措置を検討するなど、取得促進に向けた見直しを行うこと。

また、「新しい経済政策パッケージ」において明記された介護人材の処遇改善の施策については、実施に向けて早急に具体的な検討を行うこと。

さらに、介護現場において業務効率化が図られるよう、ICT活用による情報共有等を促進するための補助事業を創設するとともに、事務の標準化及び帳票等の文書量削減を自治体の意見を踏まえ進めること。

(2) 福祉・介護の人材確保

福祉・介護の人材確保については、戦略的かつ長期的な視点に立った継続的な事業実施が重要である。人材の確保・定着に向け、地域医療介護総合確保基金（介護分）による更なる取り組みが不可欠であり、引き続き抜本的な方策を講じるとともに、介護以外の福祉の人材確保についても、国において必要な財源を安定的に措置すること。

また、事業執行にあたっては、都道府県の裁量による柔軟な対応ができるよう必要な措置を講じること。

4. ホームレスの自立支援

一時生活支援事業における国の基準額については、一律に設定するのではなく地域の実情に応じたものとし、地方公共団体の実施計画が着実に推進できるよう、必要かつ十分な財源措置を講じること。

5. 在日外国人無年金者の救済

昭和56年及び60年の国民年金法改正の際に、国民年金の受給資格が得られなかった在日外国人に対し、必要な救済措置を講じること。

また、「特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律」の附則に定められた在日外国人障がい者等への福祉的措置についての検討を早期に行い、所要の救済措置を講じること。

6. 矯正施設退所者等の地域生活定着促進

国（厚生労働省）が、矯正施設退所者等のうち、福祉的支援を要する人の地域生活定着促進を全国一律の行政サービスと位置付けていることから、事業費創設時の原則に戻り、事業費の全額国庫負担による必要な財政措置を行うこと。

なお速やかに、国（法務省）及び都道府県が担うべき事務の範囲や責任を法令に基づき明確にした上で、地域の実態に即した事業が実施できるよう制度の整備を行うこと。

7. 地域医療介護総合確保基金

（※平成30年6月 最重点提案・要望において要望済み。）

地域医療介護総合確保基金については、恒久的なものとして措置するとともに、年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付すること。

また、介護分野においては、地域の自主性を尊重し、地域の実情に応じた多様なニーズへの柔軟な対応が可能となるよう、利用実態を踏まえ、対象事業の要件の見直し等を行うこと。

8. 福祉医療費公費負担制度の創設と国庫負担金減額措置の廃止

（※平成30年6月 最重点提案・要望において要望済み。）

重度心身障がい者やひとり親家庭等のための福祉医療費公費負担制度は、医療に関わるセーフティネットとして、全自治体が単独事業として実施しており、事実上のナショナルミニマムとなっている。このため、その必要性や現状を重く受けとめ、早期に国の制度として実施すること。

また、社会保障と税の一体改革において、障がい者医療費助成等が社会保障4分野に該当すると分析されたことや、国保基盤強化協議会での議論のとりまとめを踏まえ、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置については、未就学児にかかるもののみならず、直ちに全面廃止すること。